平成２９年（フ）第１４０号
山口市平井1501番地17　パーソンズ平井Ｂ202
債務者　齊藤　　功
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
熊本市北区清水新地３丁目３番１号
債務者　緒方　啓巳
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５３５５号
大阪府吹田市山田東１丁目31番Ａ―812号
債務者　山本　雅人
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３４号
大阪府東大阪市長堂３丁目５番36―202号
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６１号
大阪府池田市旭丘２丁目13番10号
債務者　柳井　慈姫
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５４号
大阪市旭区中宮４丁目11番18号メゾン中宮402号、前住所大阪市中央区松屋町９番20号707号
債務者　和菜割烹梟こと　大東　悠磨
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１６号
大阪府東大阪市高井田西２丁目９番19号
債務者　安川　真弓
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６１号
大阪府東大阪市永和３丁目15番26―402号、前住所大阪府八尾市若草町１番６―502号
債務者　吉田　雄一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８９号
大阪市東住吉区西今川１丁目11番20―702号、前住所大阪府大東市氷野３丁目４番22号
債務者　松岡　吾郎（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１６号
大阪府守口市大久保町３丁目14番１―301号
債務者　川久保麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８１号
大阪市港区築港２丁目３番２号　ハーバーステーション井川　403号
債務者　宮原江津子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８４号
大阪府交野市星田１丁目44番10―305号
債務者　川中　博美
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５９号
大阪府摂津市鳥飼上２丁目１番52―401号
債務者　城内　京子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５号
山口県宇部市西宇部北７丁目13番23―402号
債務者　清水　聖哉
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８号
山口県宇部市大字小串220番地１　久本アパート202号
債務者　藤本　晋介
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３９４号
大分県別府市末広町４番29号
債務者　林　　美香
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７号
大分市大字野津原173番地の１（カルムアンジュ　B101）
債務者　佐藤　豊一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係